

## 意見提出手続（結果）

平成31年2月

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人

### 「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（案）」に対する 意見の募集結果について

「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（案）」に対する意見等を募集したところ、2人（個人 2人）の方から御意見等をいただきました。

お寄せいただいた御意見等と御意見に対する市の考え方をまとめましたので、お知らせいたします。

皆様の御参加と御協力に対し厚くお礼申し上げますとともに、引き続き本市のまちづくり行政に対する御理解と御協力をお願いいたします。

案 件 名	「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の策定
意見募集期間	平成30年12月20日（木）～平成31年1月25日（金）
意見提出者	2人
担 当 課	旭川市 建築部 建築総務課 住宅政策係 電話：(0166) 25-9708 電子メール：kenchikusomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

※ 提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、別紙（一覧）のとおりです。

また、御意見を踏まえてとりまとめた旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（案）は、本市ホームページのほか、建築総務課で御覧いただくことができます。

「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（案）」に対して  
寄せられた御意見と旭川市の考え方

- 意見提出手続期間 平成30年12月20日（木）から平成31年1月25日（金）
- 意見提出者 2人（個人2人）
- ※ 御意見につきましては、原文のとおりとしておりますが、一部読みやすくするため、修正等を行っております。

NO.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
1	<p>・少子高齢化・人口増加が進展し、高齢化問題や空き家問題など住宅政策において様々な対応が求められる中、本市では平成29年3月に改定した「旭川市住生活基本計画」の基本目標に“誰もが安心して暮らせる住生活の推進”を掲げ、各施策に取り組んでいるところだ。この状況を踏まえ、国は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）を改正し、平成29年10月25日から“新たな住宅セーフティネット制度”を開始した。本計画は、住宅セーフティネット法第6条第1項に規定される市町村計画として位置づけ、国の基本方針や「北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき策定した。本市の総人口は減少傾向にあるのに対し、高齢者（65歳以上）人口は増加し続けており、そのピークは平成37年と推計している。尚、総人口に占める「高齢化率」は、平成17年の21.6%から平成27年の30.3%に推移しており、さらに平成37年以降も上昇を見込んでいる。高齢者が居住する世帯も増加し、平成27年には全世帯の約43.3%を占め、特に65歳以上の単身世帯が急激に増えている。住宅・土地統計調査によると、世帯員の中に高齢者がいる世帯と高齢夫婦世帯の8割以上は、持ち家に居住しているのに対し、単身世帯の約3割は民営借家や公営等の借家に居住している。年収200万円未満の世帯数が占める割合をみると、平</p>	<p>・御意見の内容につきましては、今回の計画案の内容と概ね同じであり、同意いただいたものと考えております。</p> <p>・（その他）についての御意見につきましては、今回の意見提出手続で伺っている内容ではありませんが、参考意見として承ります。</p>

<p>成20年の23.2%と比較して平成25年が26.1%に増加しているなど、世帯年収は総じて低下傾向となっている。世帯全体では、持ち家に居住している割合は59.2%を占めているが、年収200万円未満の世帯になると5割を下回り、借家に居住する割合が高くなってきた。生活保護費を受給している世帯数は、平成23年まで増加傾向でそれ以降は横ばいで推移しているが、世帯類型別にみると高齢者世帯数は増え続けている。尚、全世帯数に占める被保護世帯数の割合は、平成29年時点で5.6%となっている。本市における被保護世帯のほとんどが借家に居住し、その内訳は民間の借家・借間が83.6%と最も多く、次いで公営住宅が8.8%となっている。住民基本台帳によると、平成26年以降、外国人数と外国人を含む世帯数ともに増加傾向にあるが、本市の総人口や総世帯数に占める割合は0.5%以上となっている。外国人世帯の居住状況については、本市のデータがないため国勢調査から北海道全体の状況をみると、民間借家に居住している割合は、外国人と日本人がいる世帯で33.4%、外国人のみの世帯で54.1%となっている。高齢者のための設備、手すりが設置されている、段差がないなど、高齢者等のための設備がある住宅の割合は約半分を占める状況だが、借家をみるとその割合は29.7%となっている。市営住宅の建設時期をみると、建設後30年以上経過している住戸は全体の60.3%を占めており、老朽化が進行している状況にある。又、人口が増加していた昭和50年代には住宅不足から大量に建設されていた。住宅セーフティネットで中核的な役割を担う公営住宅等（市営住宅や道営住宅）については、「旭川市営住宅長寿命化計画」で、公的な支援により居住の安定確保を図る世帯数を平成39年時点で5,800世帯と推計し、この世帯の住宅を確保するため、道営住宅が現在</p>	
---	--

	<p>の管理戸数を概ね維持した1,200戸とした上で、市営住宅は残る4,600戸の供給を目標としている。生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく住宅扶助費代理納付制度の周知を図るとともに、住宅セーフティネット法第21条第1項及び第2項に基づく実施機関への家賃滞納等の通知に対して、その事実確認と代理納付の要否等の判断を円滑に実施した。住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」）の設置、本市の実情に即した居住支援の実現のため、居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者と貸主等に対する支援体制を構築した。地域包括ケアシステムや地域生活支援拠点等の整備など、住宅確保要配慮者の属性ごとに実施されている取組と連携し、情報提供・相談対応をはじめとした、居住支援や生活支援サービスについての、一体的な支援体制づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（その他）高層タワーマンションの地上50階建ての完成を目指す。</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進を図るため、増加傾向にある民間住宅の空き家・空き室を有効活用した“住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）登録制度の柱としたものだ。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者の合計は、平成29年度末時点で24,408人と本市の総人口に対して7.2%の割合となっている。尚、精神障害者数については、自立支援医療（精神通院医療）受給者数や本市保健所が把握している精神障害者数と比較すると、精神障害者保健福祉手帳所持者はその一部であることが推察できるため、今後とも関係部局と連携して状況把握に努める必要がある。障害者の世帯状況を見ると、いずれの障害者も親族等と同居する世帯の割合が最も高く、障害者全体では約7割を占めている。尚、単身世帯の割合は、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の内容につきましては、今回の計画案の内容と概ね同じであり、同意いただいたものと考えております。</li> <li>・（その他）についての御意見につきましては、今回の意見提出手続で伺っている内容ではありませんが、参考意見として承ります。</li> </ul>

<p>精神障害者が29.3%と最も高くなっている。持ち家に居住する割合が、全ての障害者で最も高くなっている。賃貸住宅の居住割合について障害者別にみると、精神障害者が32.3%と最も高く、次いで知的障害者が22.5%、身体障害者が16.8%となっている。18歳未満の子どもを養育している世帯が全世帯に占める割合は、平成27年時点で17.3%となっており、平成2年時点の35.6%と比べると半分以下に減少している。夫婦と子からなる世帯では、民営借家や公営等の借家に居住している割合が26.4%だが、ひとり親と子からなる世帯では50.0%と多くなっている。生活保護費を受給している世帯数は、平成23年まで増加傾向でそれ以降は横ばいで推移しているが世帯類型別にみると高齢者世帯数は増え続けている。尚、全世帯数に占める被保護世帯数の割合は、平成29年時点で5.6%となっている。本市における被保護世帯のほとんどが借家に居住し、その内訳は民間の借家・借間が83.6%と最も多く、次いで公営住宅が8.8%となっている。本市の空き家の推移をみると、平成15年から増加傾向に転じ、平成25年時点で空き家総数は23,470戸、空き家率は13.3%と過去最高となり、全国の空き家率と同程度になっている。類型別空き家の推移をみると、平成15年から平成20年にかけて「賃貸用住宅」と「その他の住宅」が約3,000戸ずつ増加しており、平成25年時点で「賃貸用住宅」が14,640戸、「その他の住宅」が7,820戸となっている。空き家の建て方別にみると、「賃貸用住宅」はほとんどが長屋建や共同住宅である一方、「その他の住宅」は一戸建の占める割合が62.8%と最も高くなっている。空き家の腐朽・破損の有無をみてみると、「賃貸用住宅」では腐朽・破損のないものが78.1%、「その他の住宅」では75.1%となっている。</p>	
---	--

	<p>・(その他) 東川, 東神楽, 当麻, 鷹栖, 永山, 比布, 美瑛, 東光, 豊岡, 白石, 東, 西, 南, 北, 中央区の高層タワーマンション地上50階建ての完成を目指す。</p>	
--	--	--